

平成30年10月1日規程第41号

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院の病院長選考規程

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院病院長候補者の選考等に関し、必要な事項を定める。

(特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準)

第2条 医療法施行規則第7条の2に規定する特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験を有し、医療安全管理に関する十分な知見を有するとともに、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること

ア 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務

イ 医療安全管理委員会の構成員としての業務

ウ 医療安全管理部門における業務

エ その他上記に準じる業務

(2) 当該病院内外において組織管理経験があり、高度の医療の提供、開発及び評価等を行う特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること

(3) 中央病院及び東病院の理念及び基本方針を十分に理解し、高い使命感を持って継続的かつ確実に職務を遂行する姿勢と指導力を有していること

2 前項の基準は公表するものとする。

(特定機能病院の管理者を選考するための合議体)

第3条 医療法第10条の2第2項に規定する特定機能病院の管理者となる者を選考するための合議体として、病院長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設けて審議を行う。

2 選考委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 選考委員会の委員は、理事会で選定の上、理事長が指名するものとする（理事長は委員の一人とする。）。

(2) 委員の数は5人以上とし、委員のうち複数名は中央病院及び東病院と特別な関係がある者（医療法施行規則第7条の3第2項に掲げる条件を満たす者）以外の者から選任する。

(3) 委員は病院運営に関し十分な知見を有する者を選定する。

- (4) 選考委員会に委員長を置き、委員のうち理事長をもって充てる。
 - (5) 選考委員会は委員長が招集する。
 - (6) 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の多数決をもって決することとする。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
 - (7) 選考委員会が必要を認めたときは、委員以外の者を出席させ、その者の意見を聞くことができる。
- 3 選考委員会の委員を指名した場合は、委員名簿及び委員の選定理由を公表するものとする。
- 4 選考委員会での選考は、病院長候補者として3名以上の者を審議の上、適任者を選考し、理事長に推薦する。
- 5 選考委員会の選考を踏まえて中央病院及び東病院の病院長の任命を行った場合は、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表するものとする。
- 6 その他、選考に関し必要な事項は選考委員会で定めるものとする。

(事務)

第4条 選考委員会の事務は、人事部において処理する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。